

ポケット・ゼミナール
「歴史・外交・法」

竹島

最終報告書

本編・参考文献一覧

法学部 仲 卓真（学生番号：0300-21-2431）

文学部 松本祐太郎（学生番号：0100-21-2319）

法学部 三浦 修平（学生番号：0300-21-2379）

目次

本編

はじめに

第1章 本件に関する国際法

- 第1節 領土取得に関する国際法
- 第2節 領土紛争解決の主要基準
- 第3節 条約解釈における起草過程の意味

第2章 1910年以前の竹島

- 第1節 日本国（日本）の主張・それに対する韓国の反論
- 第2節 日本の主張する根拠の法規範へのあてはめ
- 第3節 大韓民国（韓国）の主張・それに対する日本の反論
- 第4節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第3章 1910年から第二次世界大戦までの竹島

- 第1節 この時期の実効的支配について
- 第2節 韓国の主張・それに対する日本の反論
- 第3節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ
- 第4節 日本の主張・それに対する韓国の反論
- 第5節 日本の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第4章 戦後処理における竹島の扱い

- 第1節 韓国の主張・それに対する日本の反論
- 第2節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第5章 日本国との平和条約（サンフランシスコ平和条約）における竹島

- 第1節 サンフランシスコ平和条約に関連する事実
- 第2節 韓国の主張・それに対する日本の反論、及びそれらに対する考察

第6章 現代の竹島～サンフランシスコ平和条約締結後から現在まで～

- 第1節 李承晩ラインの設定
- 第2節 日韓基本条約
- 第3節 国際司法裁判所への付託協議
- 第4節 日韓基本条約後の竹島

第7章 総括

おわりに

※参考文献一覧は本編の後ろに添付する。

はじめに

竹島の問題は、長年にわたり日韓両国の間に横たわる領有権の問題である。これまでに決定的な解決の糸口は見つからず、とくに近年この問題は日韓関係をしばしば悪化させるひとつの要因ともなっているために、早期の解決が望まれている問題である。このような竹島領有権問題であるが、この問題に法的な観点からスポットライトを当てると、いかなるものが見えてくるのだろうか。

本報告書では、第 1 章において、現代の国際社会を秩序付けている国際法の中で、特に本件に関係すると考えられる国際法規範を挙げる。そして、それらの法規範を前提として後の章において時代ごとに両国が挙げている証拠の法的価値を検証していく。構成としては竹島について時系列順に、第 2 章で日本が韓国を併合する 1910 年までを、第 3 章で日本が韓国を併合する 1910 年から日本の韓国支配が終わる第二次世界大戦終了までを、第 4 章では第二次世界大戦連合国による日本の占領統治の時期を、第 5 章では日本、朝鮮の独立を規定したサンフランシスコ平和条約の作成過程を、第 6 章では、サンフランシスコ平和条約締結後から紛争の顕在化を経て現在に至るまで、について、それぞれ、存在する事実とそれに対する両国の主張、それらを客観的にみた考察をまとめることとする。

ここで、竹島の概要について簡単に説明しておく。竹島とは、隠岐諸島の北西約 157 キロメートル、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分の日本海上に位置する群島で、東島（女島）、西島（男島）の 2 つの小島とその周辺の数十の岩礁からなり、総面積は約 0.21 平方キロメートルであり、それは日比谷公園とほぼ同面積である。各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島であり周囲は断崖絶壁をなす。また、植生や飲料水に乏しい。なお、本報告書資料編の 1 ページに地図を添付した¹。

竹島の名称について、日本は「竹島」、韓国は「独島」、その他の国は主に「リアンクル岩礁」と呼んでいる。なお、この報告書においては、日本国内であることに鑑み、日本名称である「竹島」を使用する。

第 1 章 本件に関する国際法

竹島問題は、日本・韓国の国家間における領有権問題であるため、法的な議論の前提として国際法が不可欠である。本章では、国際法の中でも、竹島問題に関連すると考えられる国際法について考察する。

本章の構成としては、第 1 節において、一般に領域を取得する際の要件を明らかにする。そして、第 2 節において、実際の領土紛争解決時に考慮される要素を明らかにしていく。さらに、第 3 節において、第 5 章で考察するサンフランシスコ平和条約の解釈方法を明らかにするため、条約解釈の際に起草過程を参照する解釈方法が当時認められていたものか

¹ 日本国外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>)

どうかを明らかにする。

第1節 領土取得に関する国際法

本節では、主に一般に領域を取得する際の要件を明らかにする。

国際法における領域権原とは、国家が特定の地域について領域主権を有効に行使することができるような原因ないし根拠となる事実をいう。この権限にもとづいて特定の地域が国家に帰属し、そこに国家の主権的な権能が行使されることになる²。

国家が領域権原を取得する主たる態様として、先占、添付、割譲、併合、征服、時効がある³。このうち、本件に主に適用されるのは、「先占」であると考えられる。

先占とは、無主地 (*terra nullius*)、すなわち取得直前の時点でいかなる国にも帰属していなかった地域の取得である⁴。

先占の要件は以下の4点である。

- ①先占の主体は国家でなければならない。私人の行為は国家による事前の権限の委任または事後の追認がないかぎり、先占の意思を示す国家の行為とはならない⁵。
- ②先占の対象となる地域は無主地でなければならない⁶。
- ③国家は無主地を領有する意思 (*animus occupandi*) を示さなければならない。この意思は関係地域を自国領域に編入するという宣言、利害関係国を含む他国への通告などによって行われるが、一般には具体的な国家活動ないし関連の事実から推定される。その意味で、他国への通告は先占の絶対的な要件ではない⁷。国家実行を見ても、通告は例外的にしか行われていない⁸。
- ④先占は実効的な占有 (*effective possession*) をともなうものでなければならない。実効的占有の程度は個々のケースにおいて多様である⁹。本報告書資料編の3ページの東部グリーンランド事件の常設国際司法裁判所 (PCIJ) 判決の引用部4段落目にあるように、人口が希薄な、または人が定住していない地域に対する主権の行使は、他国の競合的な主張がないかぎり、ごくわずかなものでも十分である¹⁰。また、同引用部2段落目にあるように、実効的支配の要件は以下の通りである¹¹。

² 杉原高嶺ほか『現代国際法講義 [第4版]』105頁 [白杵知史] (有斐閣、2007)

³ *Ibid.*

⁴ J.Simsarian 「The Acquisition of Legal Title to Terra Nullius」 *Political Science Quarterly* 53 (1938) 111-28頁

⁵ *Supra* note 2 106頁

⁶ *Ibid.*

⁷ *Ibid.* 106-107頁 ; *Affaire de l'île Clipperton*, 1931, RIAA, Vol.2, pp.1108-1110

⁸ Lindley, M.F., 『The Acquisition and Government of Backward Territory in International Law』 295頁 (1926)

⁹ *Supra* note 2 107頁

¹⁰ 東部グリーンランド事件, (1933), PCIJ, series A/B, no.53, at 46 ; ICJ, Reports, 2002, pp.57-59, paras. 137-149

¹¹ PCIJ, Series A/B, No. 53, 1933, pp. 45-6

①主権者として行動する意図 (intention) または意志 (will)

②国家権力のある種の現実的行使 (exercise) または発現 (display)

ここで、本報告書資料編の4ページのパルマス島事件の仲裁判決P.867の引用部5段落目最終文にあるように、権原の根拠となるのは、決定的期日 (critical date) までの主権の「継続的かつ平穏な発現」である¹²。なお、本報告書資料編の5ページのマンキエ・エクルオ事件の国際司法裁判所 (ICJ) 判決の引用部第2段落最終文にあるように、決定的重要性を持つのは、中世における事件から引き出される間接的推定ではなく、マンキエ・エクルオ島の占有に直接関連する証拠である¹³。

第2節 領土紛争解決の主要規準

国家が領域権原の有効性を争う根拠は多様であり、そのさいの紛争の解決はたんに伝統的な領域権原の成否を確認することではすまない場合が多い¹⁴。本報告書資料編の6ページのパルマス島事件の仲裁判決P.839の引用部1段落目にあるように、ある時点での領域主権の有効な獲得により権原を確立したというだけでは十分ではありえない。さらに、その領域主権が存在しつづけ、紛争の解決に決定的とみなされる時点において、それが存在することを証明しなければならない¹⁵。このような場合には、単純に権原を争うだけでは紛争の解決に資さないことになる¹⁶。

したがって、本件においてより有効な判断を下すために、本節では実際の紛争解決の際に用いられる前提事項と規準を明らかにする。

第1項 決定的期日

領土紛争の裁判において領有権を根拠づけるための証拠能力を決する基準日を決定的期日という。通常は紛争の発生日が基準とされ、原則として、それ以降の当事国の行為・行動は証拠力を有さないものとされる。決定的期日の設定は紛争発生後に自国に有利に創設された諸行為の証拠力を排除することにそのねらいがある。決定的期日の決定は裁判所の判断に委ねられる¹⁷。

第2項 主権的行為の継続的発現 (実効性の原則)

これは、いずれの国が当該係争地域に継続的かつ平和的に統治権を行使してきたかを重視する規準である。この見解はパルマス島事件において、原初的権原は何で

¹² RIAA, vol.2, [n.d.], reprint, 1974, pp.867

¹³ ICJ, Reports, 1953, p. 57.

¹⁴ 杉原高嶺『国際法学講義』289頁 (有斐閣、2008)

¹⁵ *Supra* note 12 pp.839

¹⁶ *Supra* note 14

¹⁷ *Ibid.* 290-291頁

あれ、「主権の継続的かつ平和的発現」が領有権の確定的な存否を決するとされて以来、一貫して重視されてきた。ここにいう主権の発現とは、国家の立法・司法・行政上の統治権の行使をさす（私人の行為ではない）。実際に国際司法裁判所はリギタン・シパダン島事件においてこの実効性の原則に則って判断を下している。どの程度の主権的行為の存在がこの実効性の原則を充たすかは、当該地域の地理的状況、人の居住状況、競合的主張の有無等の要因に大きく依存する¹⁸。

第3項 競合する主権的活動の相対的強さ

領土紛争においては紛争当事国の他方の側の主権的活動がまったく存在しないという状況はむしろ稀である。双方がともに何がしかの根拠を有するので紛争が生ずるのである。このように、各当事国がそれぞれの主権的活動の実効性を根拠に領有権を争うときは、裁判所は双方の援用する証拠や根拠の相対的強さの比較によって決定することができる¹⁹。本報告書資料編の7ページのマンキエ・エクルオ島事件のICJ判決P.67の引用部2段落目にあるように、マンキエ・エクルオ島事件において裁判所は、エクルオ島に関する「主権に関する対立する主張の相対的強さ（relative strength of opposing claims）」を評価してその帰属を決定した²⁰。この解決法はすでにパルマス島事件や東部グリーンランド事件において採用・是認されてきたものである。後者の判決によれば、たとえ双方の主権的活動が稀薄であっても、いずれの側が「優越的な主張」を提示しうるかにかかるとのである²¹。

第4項 歴史的事実の法的意味

本報告書資料編の8ページのパルマス島事件の仲裁判決P.841の引用部6段落目第3～4文にあるように、歴史的事実の法的に決定的な証拠とはならないが、法的権原を立証する補強的証拠となる²²。

第5項 承認・黙認と禁反言

本報告書資料編の9ページの東部グリーンランド事件のPCIJ判決の引用部2段落目にあるように、権限ある国家機関が紛争相手国の権原を明示的に認めること（承認）によって権原の帰属が確定される²³。

また、本報告書資料編の10ページのプレア・ビヘア寺院事件のICJ判決の引用部2段落目最終部にあるように、抗議すべきであり、かつ可能であったときにし

¹⁸ *Supra* note 14 291-292 頁

¹⁹ *Ibid.* 292 頁

²⁰ *Supra* note 13 p.67

²¹ *Supra* note 14 292 頁

²² *Supra* note 12 pp.841

²³ *Supra* note 11 p.69

なかったことにより承認が推定されること（黙認）によっても権原の帰属が確定される²⁴。

そして、国家代表による公式の作為・不作為は、後にそれに反する主張を行うことを禁ずる効果を伴う（禁反言）²⁵。

第6項 隣接性の原則と領域権原

無主地が国家領域と地理的に近接しているとか、あるいはその国家領域の自然の延長部分を成すという事実が領域権原として主張されることがある。これを隣接性（contiguity）の原則という。このような地理的または自然の事実は、一般国際法上独自の領域権原として認められていない。領土に接続した特定の海域（接続水域、大陸棚、排他的経済水域）に国家管轄権の行使が認められる場合がある。しかし、それは特定の目的や機能を有する限定的な権能を沿岸国に付与する海洋法上の特別の制度である。国際先例も接続性の事実を有効な領域権原として認めていない²⁶。本報告書資料編の 11 ページのパルマス島事件の仲裁判決P.869 の引用部 2 段落目にあるように、隣接性は国際法上、領域権原とはならない²⁷。さらに、本報告書資料編の 12 ページの西サハラ事件のICJ勧告的意見の引用部パラグラフ 92 にあるように、地理的事実は帰属の根拠とはならない²⁸。

第2節 条約解釈における起草過程の意味

本報告書資料編の 13 ページの女子夜間労働条約の解釈に関するPCIJの勧告的意見 P.380²⁹や本報告書資料編の 14 ページのセルビア公債事件のPCIJ判決P.30³⁰にあるように、一般の解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合に、意味を決定するため、条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。このことは、1952年当時、既に慣習国際法化していたと考えられる。ちなみにこの解釈方法は1980年に発効した条約法に関するウィーン条約（条約法条約）の第32条でも確認されている。（本報告書資料編 15 ページ参照）

²⁴ ICJ, Reports, 1962, pp.23

²⁵ *Supra* note 14 293 頁

²⁶ *Supra* note 2 113-114 頁

²⁷ *Supra* note 12 pp.869

²⁸ ICJ, Reports, 1975, p.43

²⁹ PCIJ, Series A/B, No.50, 1932, P.380

³⁰ PCIJ, Series A, No.20, 1929, P.30

第2章 1910年以前の竹島

この章では1910年以前に竹島が日韓どちらに帰属していたのか、あるいはどちらにも帰属していなかったのかを確かめる。1910年に韓国併合がおこなわれ、実質的に日本と韓国との間の領土紛争は一時的に休止するため、1910年前後で区切り、この章と次の章で分けて説明することとした。この章では、第1節で資料にもとづいた日本の主張・それに対する韓国の反論をまとめ、第2節では第1節で述べた日本の主張を法規範に当てはめて考察する。同様にして第3節では韓国の主張・日本の反論をまとめ、第4節では韓国の主張を法規範に当てはめて考察する。

第1節 日本の主張・それに対する韓国の反論

第1項 日本の「竹島」の呼び方について

日本では昔、今日の竹島のことを「松島」と呼んでおり、逆に鬱陵島のことを「竹島」（又は磯竹島）と呼んでいた。しかし、シーボルトが1840年刊の日本図において誤って鬱陵島を松島と表記したために、その後のヨーロッパ製地図では鬱陵島を松島とするようになり、これが日本に伝わったことで、鬱陵島が松島となるとともに、かつて松島とよばれた小島は竹島の名を得ることとなった。

第2項 松島の漁業的な利用

・ 日本の主張

鬱陵島が李朝初期に完全な空島と化して朝鮮国政府によって事実上放棄される³¹と、日本人の来住が増え、1593年後約100年にわたって完全に日本人の漁採地となった。その中で1618年に幕府が大谷、村川両家に竹島（＝鬱陵島）への渡海免許³²を発行し、それ以後は両家が漁採を含む同島の独占的経営を行うようになったので、両家はもとより、一般の人々も竹島（＝鬱陵島）をもって幕府から拝領したものと考えてようになった。

この鬱陵島への渡航の途中にあり、船がかりの地として、またアワビ等の漁採地として利用された³³のが当時松島の名で呼ばれていた今日の竹島であり、同

³¹ 13世紀から16世紀にかけて朝鮮本土や中国を荒らしまわっていた「倭寇」と呼ばれる海賊が鬱陵島を拠点に朝鮮本土を襲ったり、鬱陵島の島民までもが倭寇を装って本土を襲うことがあった。そのため1417年、李氏朝鮮の太宗はこの対策として、同島の居住者に本土への移住を命じ、同島を空島とした。

³² この渡海免許は異国への渡海を許可する朱印状、または奉書船における奉書とも性質が違う異例なものである。本報告書資料編12ページに原文記載。

朱印状…渡航先は明記。しかしこの渡海免許とは違い、宛先も渡航期限も記されない。

奉書…宛先は海外に行く本人。しかしこの渡海免許は鳥取藩主当てになっている。

³³ この事実は1681年の大谷九衛門勝信の請書、1695年12月26日に池田家から老中阿部豊後守に提出した返答書、『長生竹島記』（1801年）など多くの文献に載せられている。

様にして 1656 年に渡海を許された松島 (=今日の竹島) のことも人々が日本領だと考えていたのは言うまでもない³⁴。

- ・ 韓国の反論

空島政策は、鬱陵島とその属島たる独島 (竹島) に対する領有権の放棄を意味するものではない。三年おきに鬱陵島・独島地域に韓国捜討官が派遣されていた³⁵。

- ・ 日本の再反論

韓国側の言う捜討官の派遣は鬱陵島のみであって、今日の竹島 (独島) にまで及んだという証拠はない。『肅宗実録』、『英宗実録』、『正宗実録』等に散見している捜討官の報告は、いずれも鬱陵島のみのことに止まっている³⁶。

第 3 項 『隠州視聴合紀』

- ・ 日本の主張

本報告書資料編 13 ページの『隠州視聴合紀』(1667 年) の 8 行目には竹島 (=鬱陵島) および松島 (=今日の竹島) をもって日本の西北部の限界とするという記述がある³⁷。

- ・ 韓国の反論

本文の 8 行目にある「此州」は竹島および松島ではなく隠岐を指すのであって、日本の西北部の限界は隠岐であり、松島 (=今日の竹島) は含まれない³⁸。

第 4 項 正確な位置関係の把握

- ・ 日本の主張

1724 年、幕府の命令によって池田藩が調達した松島、竹島の図は極めて正確に両島の様子を表現しており、当時の人が松島 (=竹島) を熟知していたことを示す決定的な証拠である。(その他長久保赤水の『日本輿地路程全図』(1775 年)、近藤守重の『辺要分界図考』(1804 年) など、江戸時代中期以降の多くの日本地図に竹島 (=鬱陵島) と松島 (=今の竹島) が正確な位置関係のもとで描写されている。)³⁹

³⁴ 竹島に関する 1954 年 9 月 25 日付大韓民国政府の見解に対する日本国政府の見解、1956 年 9 月 20 日付、『往復外交文書』142-145 頁

³⁵ 1954 年 2 月 10 日付日本外務省口上書第 15 号垂二にみられる独島 (竹島) 領有権に関する日本政府の見解を反駁する韓国政府の見解、1954 年 9 月 25 日付、『往復外交文書』89-90 頁

³⁶ *Supra* note 34 147 頁

³⁷ *Ibid* 143 頁

³⁸ 1956 年 9 月 20 日付独島に関する日本政府の見解を反駁する大韓民国政府の見解、1959 年 1 月 7 日、『往復外交文書』191-192 頁

³⁹ *Supra* note 34 142 頁

第5項 『竹島図説』

- ・ 日本の主張

『竹島図説』(1751～63年)には「隠岐国松島」(隠岐国である松島)という記述がある⁴⁰。

第6項 『長生竹島記』

- ・ 日本の主張

『長生竹島記』(1801年)では松島(=今日の竹島)をもって「本朝西海のはて也」としている⁴¹。

第7項 1905年の日本政府による竹島の島根県への編入

本報告書資料編 18～20 ページの「りゃんこ島領土編入並に貸下願」、21,22 ページの「閣議決定」や 23 ページ「島根県告示第 40 号」にあるように、中井養三郎が、1904 年、政府に対して竹島の領土編入及び 10 年間の貸下げを願い出た。これを受け、政府は 1905 年 1 月、閣議決定によって同島を島根県に編入した。これと内務大臣訓示に基づき、島根県知事は、翌月、上記の内容を告示、通達した⁴²。また、当時の新聞⁴³でも報道された。

- ・ 韓国の反論

- ① 独島は当時、韓国領であり無主地ではなかった⁴⁴
- ② 「韓日協定」により日本は必要に応じて韓国領土のどの部分でも占領可能⁴⁵
- ③ 韓国への日本の竹島編入通告がされていない(日本の主張する公示は不十分)⁴⁶。たとえ通告がなされていたとしても当時の韓国は日本により外交顧問を派遣されており反論できなかった⁴⁷
- ④ 中井は竹島を朝鮮領と信じ、朝鮮政府から竹島を借りるよう要請した⁴⁸
- ⑤ 編入措置はそれまで日本が自国領と考えていなかったことを示す⁴⁹

⁴⁰ *Supra* note 34 145 頁

⁴¹ *Ibid*

⁴² 明治 38 年 2 月 22 日付の島根県報

⁴³ 新聞報道の例として、明治 38 年 2 月 24 日付の山陰新聞第 5912 号

⁴⁴ The Korean Government's refutation of the Japanese Government's views concerning Dokdo ("Takeshima") dated July 13, 1953、1953 年 9 月 9 日、『往復外交文書』34-35 頁；*Supra* note 38 194 頁

⁴⁵ The Korean Government's refutation of the Japanese Government's views concerning Dokdo ("Takeshima") dated July 13, 1953、1953 年 9 月 9 日、『往復外交文書』35 頁

⁴⁶ *Ibid*；*Supra* note 38 194-196 頁

⁴⁷ *Supra* note 38 196-197 頁

⁴⁸ 1923 年 6 月発行の島根県教育会『島根県誌』；*Supra* note 45 35-36 頁

・ 日本の再反論

- ① 独島が当時、韓国領だったという証拠は皆無⁵⁰
- ② 日露戦争での韓国領土保全が目的で、編入措置とは無関係⁵¹
- ③ 国際法上、他国への通知は義務ではない⁵²
- ④ 当該記事の編者の誤解によるもの⁵³
- ⑤ 竹島領有の意思の再確認である⁵⁴

第 8 項 1906 年鬱島郡守・沈興沢の内部への報告

第 7 項に関連して、1906 年鬱島郡守・沈興沢の内部（日本の内務省に該当）への報告は重要な意味を持つ。

韓国側の主張

大韓帝国が日本の独島侵奪を初めて知ったのは、1905 年 11 月 17 日に第二次日韓協約が締結され、大韓帝国が日本の被保護国になり、外交権を完全に剥奪された後の 1906 年 3 月 28 日、島根県の地方官⁵⁵が鬱陵島⁵⁶に寄り、口頭で沈興沢郡守に領土編入の事実を通告したときである。翌日沈興沢が「本郡所属独島が日本に編入されたという事を聞いた⁵⁷」と江原道観察使（知事）を通して内部へ報告した。内部大臣は「独島を日本属地だと言うのは全く理知がないことで、俄然失神することである⁵⁸」、と驚愕した。そして参政大臣・朴齋純は 1906 年 4 月 29 日（旧暦）指令第三号で、「独島が日本の領土だというのは全然根拠がないことで、独島の状況と日本人がどのような行動をしているかについて調査報告すること」と指示した。このように大韓帝国政府は独島侵奪事実を知るや否や直ちに反論した⁵⁹。

日本側の反論

⁴⁹ *Supra* note 38 193-194 頁

⁵⁰ *Supra* note 34 149 頁

⁵¹ Views of the Japanese Government in refutation of the position taken by the Korean Government in the note verbale of the Korean mission in Japan. September 9, 1953, Concerning territoriality over Takeshima, 1954 年 2 月 10 日付、『往復外交文書』51 頁

⁵² *Supra* note 34 149-150 頁；竹島に関する 1959 年 1 月 7 日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解、1962 年 7 月 13 日、『往復外交文書』245-247 頁

⁵³ *Supra* note 51 48-49 頁

⁵⁴ 竹島に関する 1959 年 1 月 7 日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解、1962 年 7 月 13 日、『往復外交文書』245 頁

⁵⁵ 神西由太郎島根県第三部長を指す。

⁵⁶ 当時の地名では「鬱島」。

⁵⁷ *Supra* note 45 33 頁

⁵⁸ 慎鏞廈「独島に対する日本の 1905 年、いわゆる領土編入の不法性と不成立」独島領有の歴史と国際関係（独島研究保全協会、1997）148-149 頁

⁵⁹ 玄大松『領土ナショナリズムの誕生』47 頁（ミネルヴァ書房、2006 年）

「神西由太郎・島根県第三部長を長とする 40 数人の調査団が竹島の調査を終えて、帰途鬱陵島に立ち寄り沈興沢に会って、竹島で捕った海驢をお土産にした。そのとき沈興沢は神西の訪問と、お土産に感謝の意を表した。もし郡守が竹島を鬱陵島の付属島嶼だと思っていたならば、神西をそのように対応したはずがない。また、韓国政府は江原道にさらに調査せよと指令するのみで、日本政府に対して抗議をした記録はない⁶⁰。

韓国側の再反論

当時大韓帝国が外交権を剥奪されていたため抗議の外交文書を日本政府に伝達することができなかつただけである⁶¹。神西が沈興沢に海驢一頭をお土産にした、などの日本の主張は事実無根であり、『郡守が……神西をそのように対応したはずがない』という日本政府の主張は造作にすぎない。神西らが不法的に韓国領土に上陸して調査などを恣行できたのは、神西らが鬱陵島を訪問する一か月前の 1906 年 2 月に日本帝国の統監府が設置され、朝鮮がその支配下にあったためである⁶²。

第 2 節 日本の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第 1 項 松島の漁業的な利用

本報告書本編第 1 章第 1 節の「実効的占有」を満たすと思われるが、渡海免許の位置付けには注意が必要。その時期も考え合わせると本報告書本編第 1 章第 2 節第 4 項にあるように、歴史的事実として決定的な法的証拠とはなりえないのではないかと考えられる。

第 2 項 『隠州視聴合紀』

本報告書本編第 1 章第 2 節第 4 項にある「歴史的事実」にあたると思われるが、両国で文章の解釈に相違があり、どちらが正しいか証明する術は著者が存命しないため（しかも著者不祥）、無いと言っても過言ではない。

第 3 項 正確な位置関係の把握

本報告書本編第 1 章第 2 節第 4 項にある「歴史的事実」にあたると思われるが、あくまで竹島の位置を正しく把握していたということにとどまるため、決定的な日本の竹島領有の根拠となるとは考えにくい。

⁶⁰ *Supra* note 51 48 頁

⁶¹ *Supra* note 59

⁶² *Supra* note 35 84 頁

第4項 『竹島図説』

本報告書本編第1章第2節第4項にある「歴史的事実」にあたると思われ、補強的証拠にとどまる。

第5項 『長生竹島記』

本報告書本編第1章第2節第4項にある「歴史的事実」にあたると思われ、補強的証拠にとどまる。

第6項 1905年の日本政府による竹島の島根県への編入

これらの事実は、本報告書本編第1章第1節にある「国家の領有の意思の表明」に該当すると考えられる。

韓国側は当時竹島が国際法上、韓国領であったということを十分に示し切れてはいない。

韓日協定上の手続きと閣議決定による領土編入は明らかに違ったものである。

また、本報告書本編第1章第1節にあるように、他国への通知は必ずしも必要とはいえない。さらに、外交権に関して、当時はまだ外交顧問が派遣されていただけであって、外交権そのものが剥奪されていたわけではなく、抗議は十分に可能であり、たとえ不可能であったとしても抗議しようとした記録が残っていても不思議ではないが、そのようなものも韓国側からは示されていない。

中井の請願に関しては、個人が韓国領であったと信じていたとしても、その事実は国際法上、意味があるものではない。また、それによってこの閣議決定の事実が覆されるわけでもない。

さらに、たとえ1905年以前において日本が竹島を自国領であると認識していなかったとしても、それが直ちに竹島がそれまで韓国領であったことを示すわけではなく、むしろ1905年の閣議決定をもって無主地であった竹島を日本領に編入したと解することが十分に可能である。また、1905年以前において日本が竹島を自国領であると認識していたのであれば、閣議決定をもって国際法上の手続きを踏んだだけであると解釈できる。

これらのことから1905年の日本政府の竹島の島根県への編入は、本報告書本編第1章第1節にある「国家の領有の意思の表明」にあたり、国際法上、評価されるべき行為であると考えられる。

第7項 1906年鬱島郡守・沈興沢の内部への報告

この事実は日本による竹島編入措置と関連して重要だとされる。つまり、この事実を編入措置の一環としての「他国への通告」として捉えるのである。しかし、この事実は領土編入とは分けて考えられるべき事実である。なぜなら、前項で述べた

ように編入措置はそれ自体で完結しており、国際法上、有効であるからである。また、この事実だけを見ても、韓国政府が日本政府に対して抗議しようとした事実は認められない。よって、この事実は日本の領土編入に対する韓国政府の抗議を示すものではない。

第3節 韓国の主張・それに対する日本の反論

第1項 世宗実録「地理志」(1454) (資料編 24 ページ)

韓国の主張

李朝初期の官撰記録「世宗実録地理志」の本文に「于山鬱稜二島在県正東海中」などとあることから、韓国側は別称の二島として明白に認知していた⁶³。

日本の反論

- ・この二つの文献の注記「一説于山鬱稜本一島」という記述により、于山島と鬱陵島が同一の島を指している⁶⁴。
- ・「高麗史地理志」の「鬱稜島、在県正東海中、新羅時称于山国、一云武陵、一云羽陵…」の記述より、当時韓国側が認識していたのは鬱陵島一島のみだった⁶⁵。

第2項 江戸幕府発行の竹島渡海免許(1618)

元和4年(1618)、江戸の将軍は伯耆の国守、松平新太郎を通じて日本漁民に朱印を発行した。その朱印は、許可を受けた外国貿易従事船の船員に対し将軍から発行された身分証明書であることから、当時の日本政府が、竹島を自国領だとはとらえていなかったことがわかる。

第3項 増補文献備考(1908)

韓国側の主張

朝鮮の歴史書である「増補文献備考」(1908)の中に「輿地志」を引用しつつ「鬱稜 于山 皆于山国 于山則倭所謂松島也」と明記されている。つまり、于山国は、鬱稜、于山両島を包含して指称するものであって、そのうち于山島は日本のいわゆる松島(日本の言う今日の竹島)つまり独島を指す、ということである。このような記述が官撰地理志に記録されていることは国家的な認識を示すものであり、したがって独島が明らかに国家の領土の一部とみなされていた事実を立証

⁶³ *Supra* note 35 78-80 頁

⁶⁴ *Supra* note 51 45-46 頁 ; *Supra* note 34 139-141 頁

⁶⁵ 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院, 1966)

するものである⁶⁶。

日本側の反論

韓国政府は『増補文献備考』の輿地志の「鬱稜 于山 皆于山国 于山則倭 所謂松島也」との記事を引用して于山島が竹島を指すと主張するが、この記述は、日本側で「松島」と命名して経営していた島（今の竹島）のあることを知って、古文献にあらわれた于山島をその松島に当てはめたものにすぎず、『世宗実録地理志』『新增東国輿地勝覧』等の古文献に記された于山島が現在の竹島であると立証する資料にならない⁶⁷。

第4項 松島之記(1876~1878)

韓国側の主張

于山島が今日の独島を指すことは日本側の記録「松島之記」にも書かれている。1876~1878年に一部の日本漁民が松島開拓願を提出し、外務省公信局長田辺太一はその開拓を許可しなかった。これにより、日本は、竹島（当時の松島）が于山島であり、韓国領であることを認めている⁶⁸。

日本側の主張

田辺局長は実際には「松島が于山島であるという者があるが」と前置きして、（もし、本当にそうであるならば、開拓すべきでない、と）**仮説を論じたにすぎない**⁶⁹。

第5項 1900年の朝鮮政府による独島の鬱陵郡への編入(資料編 25 ページ)

1900年の「大韓帝国勅令 41号」により、鬱陵郡が管轄する地域を「鬱陵全島と竹島、独島」と規定した。この「竹島」は鬱陵島付近の「竹嶼」という小島である。

韓国側の主張

韓国の方言で「石（トル）」は「トク」とも発音され、それに基づくと「独島」となる⁷⁰。

日本側の反論

鬱陵島の海岸近くには今日観音島と呼ばれる島をはじめ、いくつかの岩礁島『石の島』があるので、勅令の石島がそれら周辺岩礁島の総称ないし、その代表格たる観音島のことではなく必ず独島のことであるというためには、今少し証明が必要であると思われる。また、仮に勅令にある『石島』が独島のことであ

⁶⁶ *Supra* note 38 190-191 頁

⁶⁷ *Supra* note 54 239-240 頁

⁶⁸ *Supra* note 38 191 頁

⁶⁹ *Supra* note 54 243-245 頁

⁷⁰ *Supra* note 45 31~33 頁

ったとしても、法令で鬱島郡の管轄区域として規定したことの一言をもって国際法上、独島が韓国の領有に帰したとは言えない⁷¹。

第6項 軍艦対馬からの報告（朝鮮沿岸水路誌）

韓国側の主張

1904年には日本の軍艦「対馬」が、「鬱陵島民が毎年夏季にこの島に上陸、小屋を建てて附近で漁業活動している」という旨を政府に報告。

「日本の軍艦対馬が1904年11月現地調査を行った時に、各小島の東部に藁葺きの小屋があるばかりで、それも風浪のため大破していた。そして時には鬱陵島からアシカ捕獲のために毎年この島に来る人々の数は数十人に達した。その人々は島内に10日間くらい暮らす仮小屋を建てた。」⁷²

→独島が韓国領・鬱陵島の住民に効果的に管理されていたことを公的に示すものである⁷³。

日本側の反論

韓国側は、1904年11月軍艦対馬が鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告しているとするが、『朝鮮沿岸水路誌』の記事は、「鬱陵島ヨリ渡来スルモノ」とあって「鬱陵島の住民」とはしていない。この記事は後年鬱陵島を根拠にアワビ、ワカメ等の採取に竹島に出かけた日本人及びそれに雇われた朝鮮人を指すものと思われる⁷⁴。

第7項 太政官指令（1877年）（資料編26ページ）

1876年、内務省地理寮の田尻賢信らは、島根県を巡回した際、竹島についての情報を得、明治9年島根県に竹島を照会。島根県は竹島外一島（鬱陵島と竹島）の地籍編纂方法について内務省に伺書を提出した。

島根県の伺書を受けた内務省は、竹島外一島を本邦に関係ないと判断。その上で右大臣に伺書を提出。右大臣・岩倉具視に提出された伺書は太政官により審査され、内務省の見解を認める形で指令案が作成される。

「御指令案

伺い書のおもむき、書面竹島外一島の件は、本邦と関係ないと心得るべきこと。」

⁷¹ 塚本孝「竹島領有権問題の経緯」国立国会図書館 調査と情報（ISSUE BRIEF） 第244号（1994.4）5頁

⁷² 日本国海軍省「韓国沿岸水路誌」第三巻「鬱陵島及び竹島」1933

⁷³ *Supra* note 45 36頁；*Supra* note 34 86-87頁

⁷⁴ *Supra* note 51 50頁

右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、寺島宗則、大木喬任らにより承認・捺印される。

このように、明治初期の最高国家機関である太政官は、両島を日本領でないとして公式に指令している。

韓国側の主張

堀和生は、島根県当局が松島を竹島の属島と理解しており、また当時の日本の最高国家機関たる太政官が、「島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットにする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言した⁷⁵⁾」と主張する。

日本側の主張

塚本孝は、島根県が両島を地籍に編入する方向で指示を仰いだのは、竹島（現在の鬱陵島）について地籍を編製するならば松島も忘れてはならないとの考えであったため、と主張する⁷⁶⁾。

第4節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

前節第1項から第4項で挙げた歴史史料による証拠は、本報告書本編第1章第2節第4項に該当し、法的権限を立証する補強的証拠とはなり得るものの、矛盾が多く解釈の相違も見られるため決定的な証拠とはなり得ない。

また、前節第5項で挙げた大韓帝国勅令41号についても、「石島」という表現にかなりの疑問が残る上に、これが本報告書本編第1章第1節で示した先占の要件のうち「領有の意思の表明」にあたるとしても、同時に国家として実効的占有を行っていたという事実は主張されていない。したがって、この証拠も決定的とはいえない。

前節第6項で挙げた軍艦対馬の報告については、日韓いずれの主張が通るとしても、この報告自体、大韓帝国政府の国家としての行為を記述したものではない。したがって、国際法上、特に意味をなす証拠とは言えない。

前節第7項で述べた1877年の太政官指令は、日本国政府が公式の見解として、竹島は自国の領土ではないとしたものである。しかし、表現の曖昧さが残っており、さらにこの文書をもって当時竹島が無主地であったとは言えたとしても、この文書は決して当時竹島が韓国領であったということまでを裏付けるものではない。

⁷⁵⁾ 堀和生「1905年日本の竹島領土編入」朝鮮史研究会論文集（朝鮮史研究会）第24集（1987）103頁

⁷⁶⁾ *Supra* note 71 4-5頁

第3章 1910年から第二次世界大戦までの竹島

この章では、韓国併合から第二次大戦終結までの竹島支配の事実を歴史的経緯を踏まえつつ、法的な観点から見ていく。

第1節 この時期の実効的支配について

この時期、韓国は日本による韓国併合により、日本の植民地となっており、竹島はその帰属に関係なく日本が支配していたこととなる。

第2節 韓国の主張・それに対する日本の反論

第1項 1923年、島根県教育会『島根県誌』

・ 韓国の主張

本報告書資料編 27 ページの「島根県誌」にあるように、「中井は竹島が韓国領土の一部であると信じていたので1904年日本農商務省に対して韓国政府から竹島借地の許可を得たいと申請した」とある。よって、独島は韓国のものである⁷⁷。

・ 日本の反論

中井が隠岐島庁に差出した竹島に関する説明によれば、中井は竹島を日本人が認知し、経営していたことを信じていた。よって、上の記事は編者の誤解に基づくものである⁷⁸。

第2項 1930年、桶畑雪湖『歴史と地理』第55巻第6号

・ 韓国の主張

この文書中に「現在韓国江原道に属している竹島と鬱陵島は日本海にあり韓国領土の最東端の国境をなしている」とある⁷⁹。

・ 日本の反論

この記述は、筆者に古く竹島といわれていたのが鬱陵島であり今日の竹島でないことについての認識のなかったことに起因する誤りである⁸⁰。

第3項 1933年、日本海軍省『朝鮮沿岸水路誌』

・ 韓国の主張

本報告書資料編 28 ページの「朝鮮沿岸水路誌」にあるように、竹島は、日本の韓国強制占領中も鬱陵島附属の島とみなされ、鬱陵島漁民に管理されていた⁸¹。

⁷⁷ *Supra* note 45 35-36 頁

⁷⁸ *Supra* note 51 48-49 頁

⁷⁹ *Supra* note 45 37 頁

⁸⁰ *Supra* note 51 49 頁

⁸¹ *Supra* note 45 39 頁

第3節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第1項 1923年、島根県教育会『島根県誌』

中井の請願に関しては、個人が韓国領であったと信じていたとしても、その事実は国際法上、意味があるものではない。また、それによってこの閣議決定の事実が覆されるわけでもない。

第2項 1930年、桶畑雪湖『歴史と地理』第55巻第6号

個人が韓国領であったと信じていたとしても、その事実は国際法上、意味があるものではない。

第3項 1933年、日本海軍省『朝鮮沿岸水路誌』

この文書の通り、鬱陵島漁民に管理されていたとしても、この文書からは、本報告書本編第1章第1節を満たすための主権の発現は直接的には確認できない。

また、鬱陵島附属の島であっても、同第6項にあるように、その事実は帰属の根拠にはならない。

第4節 日本の主張・それに対する韓国の反論

第1項 1915年、太白狂奴『韓国痛史』

・ 日本の主張

この文書において、韓国領土の東限は東経130度50分とされている。よって、韓国側は1905年の竹島の島根県編入後において、竹島を韓国領とは考えていなかった⁸²。

・ 韓国の反論

この文書において、独島に論及しなかった理由は、韓国を概論するための書物に孤島の名を挿入する必要を感じなかったのと、同書の目的が別にあったためである⁸³。

第5節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第1項 1915年、太白狂奴『韓国痛史』

この文書は、国家機関ではなく、私人が作ったものであるため、本報告書本編第1章第1節を満たすための主権の発現は直接的には確認できない。

⁸² *Supra* note 51 57 頁

⁸³ *Supra* note 35 91 頁

第4章 戦後処理における竹島の扱い

この章では第二次大戦後の日本の戦後処理における竹島問題の推移と竹島の処遇についておもな法的検証の対象であるカイロ宣言・ポツダム宣言、SCAPIN677 及び SCAPIN1033 について考察する。

第1節 韓国の主張・それに対する日本の反論

第1項 カイロ宣言およびポツダム宣言

・概要

本報告書資料編 29 ページの「カイロ宣言」、同 30 ページの「ポツダム宣言」、同 31,32 ページの「降伏文書」にあるように、連合国の日本領土処理方針とその基本精神はカイロ宣言にあらわれており、そのカイロ宣言は、日本の降伏文書署名によるポツダム宣言受諾と同時に、同宣言第 8 項によって、日本を拘束する国際文書となった。

・韓国の主張

そして、その基本方針は、日本領土を清日戦争以前の状態に戻そうとしたことが明らかであり、1905 年に日本が韓国政府に外交顧問を派遣し、財政顧問と警務顧問まで派遣しておいて、島根県告示という一地方自治団体の告示で編入した独島の取得は、まさしくカイロ宣言で日本が返還を要求されている「暴力と強力によって奪取」したものであることが明白であるから、日本は、カイロ宣言の通り、当然にかかる地域から駆逐されなければならない⁸⁴。

・日本の反論

竹島は古来より日本国及び日本国民が平和裡に、かつ公然とこれを領有し有効に経営してきたものであり、いかなる外国からもこれを争われたことのない地域であるから、韓国から日本国が略取したものではないことは明らかである⁸⁵。

第2項 SCAPIN677 及び SCAPIN1033

本報告書資料編 33~35 ページの「SCAPIN677」、36,37 ページの「SCAPIN1033」にあるように、SCAPIN677 において、竹島は日本の領土には含まれないとされ、SCAPIN1033 においても、竹島を漁業操業許可区域外とした。しかし、同時にいずれの覚書においても、この措置が領土の最終決定に

⁸⁴ *Supra* note 38 197-198 頁

⁸⁵ *Supra* note 54 248 頁

関する連合国の政策の表明と解釈されてはならないとされている。

第2節 韓国の主張する根拠の法規範へのあてはめ

第1項 カイロ宣言およびポツダム宣言

ここでの法規範とは、降伏文書、ポツダム宣言を通して、国際法上効力をもつカイロ宣言である。

ここで、争点となるのは、竹島がカイロ宣言における「日本が略取した地域」に含まれるのかどうか、つまり、カイロ宣言が規定している日本の朝鮮侵略の開始時点はいつなのか、と、竹島が1905年の編入措置当時韓国領であったかどうかということである。

日本は1904年に韓国と第一次日韓協約を締結しており、日本政府の推薦者を財政・外交顧問として韓国政府に送り込んでいる。したがって、この時点をもって、日本による韓国の保護国化が開始されたと解するのが相当である。よって、日本の朝鮮侵略の開始時点は1904年であると考えられる。ただし、その韓国侵略政策の一環として竹島編入がなされたかどうかは疑問であり、本報告書本編第2章第2節第6項で述べたように、この編入措置は韓国侵略政策とは分けて考えるべきであると考えられる。

また、同時に1905年当時竹島が韓国領であることも必要である。本報告書第3章から、そのことは十分に立証されているとは言い難い。

したがって、竹島はカイロ宣言における「日本が略取した地域」に含まれない。

第2項 SCAPIN677 及び SCAPIN1033

ここで、SCAPINは降伏文書により日本を拘束するものとなったと解されるが、この覚書が自らの条項の中でその効力について限定している以上、この覚書単独で、竹島の帰属に関して、国際法上拘束力を有することはないと考えられる。

第5章 サンフランシスコ平和条約における竹島

この章では、サンフランシスコ平和条約における竹島の扱いを整理するために、第1節においてはサンフランシスコ平和条約の成立過程をまとめ、またそれに関連する出来事を挙げていく。第2節においては平和条約における竹島の扱いに関する日本の主張・それに対する韓国の主張を述べ、両国の主張について考察する。

第1節 サンフランシスコ平和条約に関連する事実

第1項 1950年以前の平和条約草案における竹島に関する記述について

米国国務省においては、1947年以降いくつかの対日平和条約草案（試案）が作成された。

①1947・3 草案⁸⁶

Japan hereby renounces all rights and titles to Korea and all minor offshore Korean islands, including Quelpart Island, Port Hamilton, Dagelet Island (Utsuryo) Island and *Liancourt Rocks* (*Takeshima*).(Chapter 1-Article 4)

「日本国は、ここに、朝鮮並びに濟州島、巨文島、鬱陵島およびリアンクール岩（竹島）を含む朝鮮のすべての沖合小島嶼に対するすべての権利および権原を放棄する。」（第一章第四条）

竹島が日本に残す領域の外に置かれ、朝鮮放棄条項に掲げられている。

②1947・8・5 草案

①と同様に竹島は朝鮮のものとしてされていた。

*【吉田政権の鬱陵島・竹島領有権主張】

1947年6月に完成された「太平洋および日本海の諸諸島」についての調書が、GHQ 外交局を通じて同年9月23日、米国国務省に送付された。この文書は、日本が昔から鬱陵島、竹島と関わってきたこと、「1905年2月22日島根県知事が竹島を隠岐島の管轄権とすると公表して公式的に日本領になった」こと、「竹島は韓国式の名前も持っていないし、韓国で作成した地図には竹島が表示されていないので、韓国は竹島の領有権を主張できない」こと、などを主張しており、米国国務省は韓国がこれまでこれらの島に対して領有権を主張しておらず、平和条約のための交渉もまだはじまっていないことから、将来これらの領有権問題が提議される場合は、日本が提出したこの文書を参考にするに決定した。

③1948・1 草案

④1949・10・13 草案

③④共に大韓民国の成立を受けて「朝鮮のために」（放棄する）という言い回しにした点を除き、実質②と同様。

⑤1949・11・2 草案

竹島に関する記述が第四条から第六条にうつり、一部表現を詳細にした点を除いて特に変化なし。

⁸⁶引用元：NARA Records of Office of Northeast Asian Affairs, Relating to the Treaty of Peace with Japan -- Subject File, 1945-51 (Lot File 56 D 527), Box no.1; Folder No.15

* 【1949・11・2 草案に対する意見書】

送付されてきたこの草案を見た東京に住む駐日政治顧問のシーボルトは、1949年11月4日づけの国務省バタワース極東担当国務次官補当て電報において、この草案に対する意見を述べた。また、別途書簡で一層詳細なコメントを提出した。

「11月2日条約草案に関する詳細なコメント (DETAILED COMMENT ON NOVEMBER 2 DRAFT TREATY)」⁸⁷

With regard to the disposition of islands formerly possessed by Japan in the direction of Korea it is suggested that *Liancourt Rocks (Takeshima)* be specified in our proposed Article 3 as belonging to Japan. Japan's claim to these islands is old and appears valid, and it is difficult to regard them as islands off the shore of Korea.

Security considerations might render the provision of weather and radar station on these islands a matter of interest to the United States.

「朝鮮方面で日本がかつて領有していた諸島の処分に関し、リアンクール岩（竹島）が我々の提案にかかる第三条において日本に属するものとして明記されることを提案する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われ、かつ、それを朝鮮沖合の島というのは困難である。また、合衆国の利害に関係のある問題として、安全保障の考慮からこの島に気象およびレーダー局を設置することが考えられるかもしれない。」

⑥1949・12・29 草案⁸⁸

The Territory of Japan shall comprise the four principal Japanese islands of Honshu, Kyushu, Shikoku and Hokkaido and all adjacent minor islands, including the islands of the Inland sea (seto Naikai); Tsushima, *Takeshima (Liancourt Rocks)*, Oki retto, Sado, ... All of the islands identified above, with a three-mile belt of territorial waters, shall belong to Japan. (Chapter 2-Article 3)

「日本の領土は、四主要島である本州、九州、四国および北海道並びに瀬戸内海の島々、対馬、竹島（リアンクール岩）、隠岐列島、佐渡・・・（中略）。上に掲げられた全ての諸島は、三海里幅の領海と共に日本に属する。」（第二章第三条）

Japan hereby renounces in favor Korea all rights and titles to the Korean mainland territory and all offshore Korean islands, including Quelpart (Saishu To), the Nan How group (San To, or Komun Do) which forms Port Hamilton (Tonaikai), Dagelet Island (Utsuryo To, or Matsu Shima), and all other

⁸⁷引用元：NARA:RG59, Decimal File 1945-49, Box 3515, 740.0011 PW(PEACE)/11-1149

⁸⁸引用元：NARA:RG59, Lot 54 D423 JAPANESE PEACE TREATY FILES OF JOHN FOSTER DULLES, Box 12, Treaty Drafts 1949-March 1951.

offshore Korean islands and islets to which Japan had acquired title.(Article 6)

「日本は、ここに、朝鮮のために、朝鮮本土並びに済州島、巨文島、鬱陵島および日本がかねて権原を獲得したその他すべての島嶼を含む、朝鮮すべての沖合島嶼に対するすべての権利および権原を放棄する。」
(第六条)

シーボルト駐日政治顧問から竹島が日本の領土であることについて指摘を受けた
国務省は、同草案で第二章「領土条項」第三条の日本保持する島の列挙に竹島を加え、朝鮮放棄条項である第六条から竹島を削除した。

第2項 1950年以降の平和条約草案における竹島に関する記述について

①「短い草案」

1950年4月19日ダレスが国務長官顧問に任命され、5月18日以降平和条約の策定に特別な責任を負うようになった。ダレスが国務省の担当者と共同で作成した最初の草案は、1950年8月7日付であった。この草案は先の国務省草案に比べ簡潔化し、済州島、巨文島、鬱陵島に関する言及が無くなった。

「日本は、朝鮮の独立を承認し、朝鮮との関係の基礎を1948年12月に国際連合総会で採択された諸決議に置く。」(1950・8・7草案)

*1950年9月11日付けで8月7日草案は改訂されたが朝鮮に関する記述について大きな変化は見られなかったので割愛する。

*また、1950・9・11草案の主旨を7項目に要約した覚書(対日講和七原則)も同日付けで作成されたが、朝鮮については単に「(日本は)朝鮮の独立を承認する」とされた。

*【豪政府の質問に対する米国の回答】

「短い草案」においては日本の保持する島の列挙がなくなってしまったため、竹島の名も条約草案から消えてしまったが、竹島を日本に残す主旨に変わりはない。その理由として、「講和七原則」の第3項について「旧日本領土の処分に関して一層精密な情報を求む」との豪政府の質問に対し、米国は次のように回答した。

「瀬戸内海の島々、隠岐列島、佐渡…(中略)…、竹島、…(中略)…、いずれも古くから日本のものと認められていたものであるが、これらは日本によって保持されるであろうことが考えられている。…(以下略)」

②米国草案

主要連合国との意見交換および日本からの非公式な意見聴取を経て、1951年3月23日付けで、米国は一応の成案を得た。この草案は第三条で、「日本国は、朝鮮、台湾、および澎湖諸島に対する全ての権利、権原および請求権を放棄する」と規定された。

③英国草案

英国においては、米国とは別に独自の対日平和条約草案を作成していた。試行錯誤を経て、1951年4月7日付けで成案を得た英国草案において竹島は日本から除外されていた。(日本の主権が存続するとするラインの外側に竹島が位置していた。)理由は定かではないが、連合国最高司令官の行政権分離覚書(SCAPIN - 677)に引きずられたものと考えられる。

④米英共同草案

米英両国の草案が出そろったのを受け、両国の協議の結果、1951年5月3日に「米英共同草案」が作成された。朝鮮条項に関しては、米英両国案を折衷する形(米国にとっては1949・12・29草案に戻る形)で、「日本国は、朝鮮(濟州島、巨文島、および鬱陵島を含む)、…に対する全ての権利、権原および請求権を放棄する」と規定された。

濟州島、巨文島、鬱陵島の三島嶼についての言及はあるが、竹島に関する言及が無い。同草案の文章は1949・12・29草案の朝鮮放棄規定に対応していることから、竹島は日本領にとどまることになったと考えられる。

*1951年6月14日付けで「改訂米英草案」が作成されたが、朝鮮放棄条項は5月の米英共同草案を踏襲し、これは最終テキストまで変更されなかった。(本報告書資料編38ページ)

第3項 韓国政府の修正要求と米国の拒否

本報告書資料編39ページにあるように、韓国政府は改訂米英草案に対し、同年7月19日付けで国務長官に意見書を提出し、第二条a項の「放棄する」という語を、「朝鮮並びに濟州島、巨文島、鬱陵島、独島およびパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対する全ての権利、権原および請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」と置き換えるように要求した。(初期の米国草案に対しても韓国政府は要求を提出したが、この時は竹島の領有に関しての言及はなかった。)

上の韓国政府からの独島を韓国に含めるという条文修正の要求にたいしては、本報告書資料編40~43ページにあるように、1951年8月10日付けで、ラスク極東担当国務次官補から韓国大使にあてた公文によって、米国としての最終的な回答がなされ、米国は韓国側の要求を拒否した。

第4項 ヴァン・フリート大使の特命報告書(本報告書資料編44ページ)

ヴァン・フリート大統領特命大使が韓国、日本、台湾、フィリピンを訪問し、1954年にアイゼンハウアー大統領に送ったとされる機密文書のこと。本報告書資料編にも

載せたが、要旨をまとめると下のようになる。

- ①一方的な領海宣言（李承晩ライン）は違法である。
- ②サンフランシスコ条約において竹島は日本領土であると結論。
- ③竹島の領土問題は国際司法裁判所を通じて解決されることが望まれる。

第2節 韓国の主張・それに対する日本の反論、及びそれらに対する考察

第1項 韓国の主張

SCAPIN677 は、独島をはっきりと日本の領有権外に置いており、平和条約には、日本領土に関する限り、同覚書の条項と矛盾する条項がない。したがって、平和条約はこの問題に関する連合軍総司令官の意向を、なんら実質的变化なしに確認したものとといえる⁸⁹。このことから同条約第2章第2条Aより、独島が鬱陵島の属島として鬱陵島本島とともに韓国領土として承認されたと解釈できる⁹⁰。さらに、韓国は平和条約に先だって既に1948年8月に独立を達成して以来、独島の管理統治を回復しており、そのような状態の下で平和条約の該当事国から正式承認を受けていたという事実がある⁹¹。よって、独島は韓国領である。

第2項 日本の反論

SCAPIN677 には「この指令中の条項はいずれもポツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない。」と規定しており、竹島を日本の領域から除外するものではないのは明らかである。また、平和条約第2章第2条Aで「日本国は朝鮮の独立を承認し」と規定しているが、これは日韓併合前の朝鮮が日本から分離独立したことを日本が認めたということであり、竹島は日韓併合以前から島根県の行政管轄下に置かれ、併合後もそれに変わりはなかったの
で竹島が日本領であることは明白である⁹²。

第3項 考察

本報告書第1章第3節で述べたように、条約の解釈において曖昧な場合、条約の準備作業および条約の締結の際の事情に依拠することができる⁹³とある。従って、本章第1節の草案の成立過程を辿っていくと、1949・12・29草案以降から竹島を日本領とする旨に変わっておりその内容に大きな変化はない。

そして、韓国が主張する SCAPIN についても明文でその効力が限定されており韓国の解釈は妥当ではない。

⁸⁹ *Supra* note 45 37-38 頁

⁹⁰ *Supra* note 35 88-89 頁

⁹¹ *Supra* note 38 198-199 頁

⁹² 竹島に関する日本政府の見解、1953年7月13日、『往復外交文書』17-18 頁

さらに、韓国は韓国独立後からの竹島の実効的占有を主張しているが、それを示す根拠が挙げられておらず、さらに連合国からの承認もサンフランシスコ平和条約の起草過程を参照すれば得られていないことは明白である。

したがって、サンフランシスコ平和条約が、竹島が韓国領であると規定しているとは解釈できない。

第6章 現代の竹島～サンフランシスコ平和条約締結後から現在まで～

この章では、サンフランシスコ平和条約締結後、竹島問題がどのように推移してきたかを整理するため、「李承晩ラインの設定」「日韓基本条約・紛争解決に関する交換公文」「国際司法裁判所への付託協議」「日韓基本条約後の竹島」の主な4つの事柄について考察する。

第1節 李承晩ラインの設定

1952年1月18日、韓国が韓国国務院告示第14号として「隣接海洋に対する主権宣言」を宣布した。第3項に「大韓民国の主権及び保護下ある水域」の境界線として、いわゆる「李承晩ライン（平和線）」を設定し、同ラインのなかに竹島を含めた。それに対して日本は同年1月28日、正式に抗議を行った。これをもって、戦後における竹島の領有権をめぐる日韓の間の争いが始まる。したがって、この1952年1月28日が本報告書第1章第2節第1項の決定的期日に該当する。つまり、これ以降の竹島に対する国家の活動は、竹島領有に関する法的な証拠とはなりえない。

第2節 日韓基本条約・紛争解決に関する交換公文

1965年6月22日、「日韓基本条約」とともに、「紛争解決に関する交換公文」調印がなされた。

「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、**両国間の紛争**は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合には、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図る」

このように、条文中に竹島/独島という名称を持ち出さずに紛らわした。事実上竹島/独島領有権問題は棚上げされた。

「紛争解決に関する交換公文」の「両国間の紛争」の文言について、条約締結後の1965年8月9日、日本の椎名外相は「竹島問題以外に紛争問題はない、したがって紛争問題とは竹島問題であることは理論的帰結である」とした。しかし、それに対し韓国側、李東元・外務長官は、「独島問題は紛争の対象ではないため、交換公文の適用対

象ではない。交換公文を見ればこうなっている。両国政府が合意しなければ、すべての問題は解決されない。すべての手続きがなされねばならず、またこれは『順従』ではなく『調停』になっている。『解決する』とは法的に規定せず、『図る』とした。竹島領有権問題は紛争解決に関する交換公文とは関係ない。しかし、もし、これと関係があると憂慮されても、独島は永遠に我が国のものとして領有権を行使し得るよう、あらゆる法的な与件が備わっている。」と主張した。

第3節 国際司法裁判所への付託協議

1954年9月25日、日本政府は韓国政府に対して、竹島問題が「国際法の基本原則の解釈を含む領有権に関する紛争」であるため、両国政府が合意した上で、国際司法裁判所に提訴することを提案した。これに対して韓国政府は、1954年10月28日付の駐日代表部の口述書を通じて、反発しながらも、日本の質問には喜んで応じるという見解を示した⁹³。

1962年10月20日、金鐘秘・中央情報部長と大平正芳外務大臣が会談した。その中で大平外相が竹島問題について「日本が提議した**国際司法裁判所への提訴**に応じてくれることを望む」と述べたのに対し、金鐘秘部長は「それはできない。なぜならば**独島問題は会談が始まった時から韓日会談とは関係ない**。それを日本が無理に持ち出した問題であるため、別問題とみる。したがって、独島問題は両国の国交が正常化された後に時間をもって解決していくのが賢明であろう」(「金鐘秘が朴正熙に送った会談の内容の報告 1962 10/23」)と答えた。また、金部長は、独島問題について、韓国側は国際司法裁判所に応訴する考えはないとしながらも、「国交正常化後に独島の帰属問題に関して討議することに関して、韓日間に諒解ができています。したがって、近い将来に独島問題を討議するときに、国際司法裁判所を通じて解決を試みることは十分、考慮する必要があり、韓国側としてもこのような点を含めて慎重に検討するつもりである」と発言した⁹⁴。

日本政府は、韓国政府に対して毎年口上書を提出し、国際司法裁判所の審判を通じた平和的な解決を促してきた。しかしながら韓国政府はこの提案を拒否し続けている。この韓国政府の拒否に対し日本政府は、「竹島問題は、国際法に基づいて争うのが筋だが、韓国が拒んでいるのは遺憾」としている⁹⁵。

⁹³ 韓国側口上書、1954年10月28日『往復外交文書』119～120頁

⁹⁴ 東京新聞、10月22日

⁹⁵ 産経新聞、1996年2月16日

第4節 日韓基本条約締結後の竹島問題

日韓基本条約で解決をみなかった竹島問題は、その後一時沈静化する。しかし、これ以降日韓の対立は数回にわたり激化することとなる。

1977年2月5日、日本の12カイリ領海と200カイリ漁業水域宣布の際、福田赳夫首相が参院本会議で、「竹島は日本固有の領土である」と発言し、竹島周辺に「固有領土論」に基づき、12カイリ領海を設定した。これに対し韓国政府は、「歴史的かつ国際法的に韓国の固有領土であるため日本政府の領有権主張、あるいは管轄権行使を認定できない」と抗議した。

そして、2月7日、外務省は竹島領有権問題を国際司法裁判所に提訴する方針を発表した。

1986年9月の第1回日韓定期外相会議で日本が領有権を主張、韓国が反発した際には中曽根首相が日本領土であることを強調し、韓国が強く反発した。

1994年11月、海の憲法「国連海洋法条約」が発効する。これは、沿岸国に200カイリ水域内の主権認めるものであった。しかし、日本と韓国の距離は、最短24カイリ、最長でも450カイリであるため、中間で線を引くほかない。日本は1977年に「漁業水域に関する暫定措置法」により200カイリを定める。ただ、領土問題を抱える中韓両国との間には線引きしない「部分設定」にとどめる。

しかし両国漁船による乱獲に悩む漁業関係者が「全面設定」を強く要求し、海洋国として「新しい新秩序作りを進める」（池田行彦外相）との立場から全面設定の方針を決定した。これに対し、韓国政府も全面設定する事を決定した。これにより竹島は両国の水域が重なる部分になることとなる。

1996年2月、韓国外務部が両国の水域が重なりあう付近にある竹島に港湾施設をつくることを発表した。これに対し、日本政府は「日本主権に対する侵害である」と工事の中止を要請した。韓国はこれに反発し、与党3党訪韓団と金泳三大統領との会談が取り消されるなど、その後問題は一気に深刻化する。

2005年、当時の民主党前原代表が韓国訪問を計画していた折、竹島/独島問題について、「韓国が実力で支配していながら解決しろという盧大統領がどうかしている。」と批判した。その結果、盧大統領は前原代表との会談を拒否し、訪韓は中止となった⁹⁶。

⁹⁶ 新潮社フォーサイト 2006年6月号
(http://www.shinchosha.co.jp/foresight/200606/main1_2.html)

2006年4月、韓国外交通商省の柳明桓第1次官は、大島正太郎駐韓大使に、日本の海上保安庁の測量船が竹島周辺で海洋調査を計画しているとして抗議し、調査の即時中止を求めた。日本の調査は、6月21日からドイツで開かれる国際会議「海底地形名称小委員会」で、韓国側の竹島周辺海底の山や谷などの地形の名称を提案する動きに対抗するためであった。これに対して18日、韓国の盧武鉉大統領は日本政府を強く非難し、韓国の海洋警察庁は竹島周辺海域に警備艇を配置し警戒活動を行った。19日、海上保安庁の測量船2隻が、竹島周辺海域の海洋調査のため、鳥取県の境港から出港し、沖合に待機した。21日、日本政府は、外交交渉による事態打開を図るため、谷内正太郎外務次官を韓国に派遣し、22日、外務次官協議を行い、打開策で合意した。韓国は、6月の国際会議でこの海域の海底地形について、韓国名を登録する提案をせず、日本も海洋調査を当面実施しないとした⁹⁷。

2008年2月、日本外務省は「竹島問題を理解するための10のポイント」という日本領有権の正当性を訴える広報を日本語・英語・韓国語の3言語でホームページに掲載した（その後、10言語に増加）⁹⁸。これを受け韓国外交通商部も同年8月「独島に対する基本的な立場」とする領有権を主張する広報をホームページに掲載した⁹⁹。また、2008年10月22日、北東アジア歴史財団独島研究所をVANKの支援主体とするとともに李明博大統領の指示で予算支援を続けることを発表した¹⁰⁰。

2008年、日本文部科学省が中学校の学習指導要領の解説書に初めて竹島明記の方針を固めた。しかし、同年5月、これが報じられると韓国側は猛反発する。日本外務省にも前政権の対日対決姿勢から転じた李明博政権への刺激を避けたい意向があり、最終的に7月14日、「我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張の相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」との間接的な記述で落ち着いた。これについて、日本外務省は日韓関係に影響はなく、あくまでも今まで通り協力関係を続けていくとの立場をとるものの、15日、権哲賢（クオン・チョルヒョン）駐日大使は、日本外務省で薮中三十二事務次官に会い、抗議して是正を要求した。さらに、韓国側は駐日大使を一時本国に召還し、また韓昇洙韓国首相が竹島を訪問するなどの措置をとり、特に韓国国民は極度の反発を強めた¹⁰¹。

⁹⁷ 読売新聞 YOMIURI ONLINE、2006年4月14日
(http://www.yomiuri.co.jp/getsuroku/2006/politics2006_04.htm)

⁹⁸ 2008.12.09 中央日報

⁹⁹ 2008/08/13 韓国駐日大使館

¹⁰⁰ <http://www.chosunonline.com/article/20081025000028>

¹⁰¹ 外務省：事務次官会見記録（平成20年7月）

そのような中で、同年7月下旬アメリカ合衆国政府機関の地名委員会（BGN）が、竹島の名称は中立的な「リアンクール岩礁」を基準とし、領有権については「主権未確定」としていることが判明した。これに対し、韓国マスコミはこのことを大々的に報じ、韓国政府の対応不足を厳しく批判すると同時に、この背景には日本政府の執拗な工作があると日本非難までも展開した。これを受け、韓国政府は緊急対策会議を開き、在米大使館を通じ経緯の把握に乗り出すとともに、アメリカ合衆国側に韓国の立場を伝達するように指示した。さらに、各国での実情調査を進める方針を固めた。これに対して、同月28日アメリカ合衆国国務省は、「アメリカ合衆国は韓国と日本の主張に対し、見解を示したことはなく、BGNの記述変更はアメリカ合衆国の政策変更を意味するものではなく、政策の一貫性を確実にするための措置だ」と説明した。また、今回の措置はBGNの判断で決められたものであり、国務省と協議した結果ではないことを強調し、日韓両国に対して、これまで通りの抑制的な対応を取るよう促した。しかし、同月29日には、ブッシュ・アメリカ合衆国大統領は韓国の李泰植駐米大使に「ライス国務長官にこの問題を検討するよう指示した」と述べた。そして、同月30日、アメリカ合衆国国家安全保障会議（NSC）のワイルダー・アジア上級部長は、BGNが竹島の帰属先を「韓国」から「主権未指定」と変更したことについて、再び「韓国」と戻すことを決めたと明らかにした。ここでもやはり政治的な理由、妥協からこのような結果が生まれたのであり、ワイルダー部長は中立を守るアメリカ合衆国政府の立場を強調している。また、竹島の名称については従来通り「リアンクール岩礁」を基準としたが、別称では同岩礁の下に記されていた「Take Shima」の順番を下げ、「Tok-to」を上位に置いた。ただし、これは暫定的な措置であり、整合性を欠く部分が非常に多いため、将来的には全面的な表記見直し作業が行われるとの指摘もある（日米関係筋）。この一連の流れに対して、日本政府は特にアクションを起こさないという立場をとった。この方針に対しては、韓国の竹島領有の既成事実化を助ける可能性があるのではないかと指摘する声もある。

ただ、2008年12月の日中韓首脳会談を契機に日韓関係は改善に向かっており、それに伴い、高校の学習指導要領改訂案には竹島が具体的に明記されなかった¹⁰²。このように、竹島問題に関して、かなりの政治的配慮が見られる。

第7章 総括

これまで、竹島問題を、歴史的な経緯をふまえながら法的側面から検証してきた。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0807.html#3)

¹⁰² 産経ニュース：<http://sankei.jp.msn.com/top.htm>

国際法上の判例からいえば、第1章第2節第4項より、歴史的事実は法的にはあくまで補強的な証拠にしかならず、決定的証拠とは言えない。また、これまで見てきた歴史史料からの判断においては、日韓両国の主張は、それが多くの矛盾を孕んでおり、史料の解釈の相違といった問題もあって、どちらが主張として正当であるかどうかはきわめて判断しがたい。したがって、第2章で検討した事実についてはほとんどが決定的な証拠とはなりえない。

ただし、1905年の日本による竹島編入措置は国際法を意識しており、評価に値する。ただし、これは同時に実効的占有を伴わなければならない、またそれを継続的に行わなければならない。その点について、編入措置の一環として行政権が竹島に対して行使されており、さらに、その後、韓国併合により日本だけが実効的占有を行なえたのは事実である。したがって、この編入措置をもって、国際法上、竹島は日本領であったと解しても問題はない。

戦後処理過程については、韓国側の主張は妥当性に欠ける。なぜなら、韓国が戦後処理過程で竹島が自国領だと規定されたと主張するには、1910年の韓国併合時までに竹島が韓国領であったということを示さなければならない。しかし、今、その立証は十分にはなされておらず、韓国の主張はその前提部分において崩れているものであるからである。

さらに、サンフランシスコ平和条約については、その成立過程で竹島は日本国の領土とされていたことや、実際に平和条約作成国である米国が韓国側の要求を退け、竹島が日本領であることを主張していたことなどから、竹島が日本領であるという根拠は十分である。

そして、戦後の武力による韓国の竹島支配は、1952年時点での日本の抗議による決定的期日の設定をもって、法的価値を有するものとは解されない。

結論としては、本報告書において考察する限り、日本側は、竹島の領有権について、相対的にみれば、決定的な法的根拠を有し、その主張に正当性が認められると考える。

おわりに

これまでこの報告書では法的な問題のみにスポットを当てて、竹島問題を検討してきた。しかし、第6章に挙げたような近年の日韓関係を考慮に入れた竹島問題の扱われ方を見ていると、決して今回我々が検討したような法的側面だけが扱われているものではない。むしろ今や政治的駆け引きの一つの道具となっており、韓国側にいたっては愛国心の扇動の手段としているといっても過言ではない。どちらかという日本は弱腰になり、韓国におされがちである。この報告書で考察した限り、法的側面では日本の

方が韓国よりも勝っているはずなのに、である。裁判所が強制管轄権を有する国内では考えられないことである。国際社会における主体はあくまでも国家であるという原則に基づいて、国際社会における裁判所である国際司法裁判所（ICJ）は強制管轄権を有さない。それゆえに、紛争の一方の当事国が司法手続きに訴えようとしても、もう一方の当事国の合意がない限り、不可能なのだ。

このように、国際社会において完全な司法権を有する機関は存在していないといえる。当然、外交交渉で解決できればそれでよい。しかし、そうではないときに強制的に裁判してくれる司法機関が国際社会にも必要なのではないだろうか。そうでなければ、単なる紛争だけでなく法そのものですら国際社会においては政治的駆け引きの一つの道具となり下がり、何の意味も持たなくなってしまう。国際社会において真の意味で法秩序を維持するためには、もちろん国家が主体であるということには十分に留意しつつも、もっと国際司法の制度的基盤を整備していく必要があるのではないだろうか。

最後に、竹島問題について、現実問題として国際社会の司法制度に欠損がある以上、その枠組みの中で対処しなければならない。そうした中でこの問題が政治的駆け引きに使われるのはやむを得ないことである。したがって、現実的な国益を優先するのであれば当然、解決できるという保証もない竹島問題をむやみに取り上げ、日韓関係に水を差すのではなく、国際協調の中でお互いに配慮しながら友好的協力関係を維持していくべきであるということと言うまでもないことである。

参考文献一覧

[ARTICLES]

- ・ J.Simsarian 「The Acquisition of Legal Title to Terra Nullius」 *Political Science Quarterly* 53 (1938)
- ・ 大寿堂鼎 「領土問題－北方領土・竹島・尖閣列島の帰属」 *ジュリスト* 647 (1977)
- ・ 大寿堂鼎 「竹島紛争」 *国際法外交雑誌* 647 (1977)
- ・ 河鍊洙 『「竹島紛争」再考：領域権原をめぐる国際法の観点から』 *龍谷法学*(龍谷大学) 32(2) (1999)
- ・ 清瀬信次郎 「竹島問題とその法的見解と」 *アジア研究所紀要* (亜細亜大学) 23 (1996)
- ・ 慎鏞廈 「独島に対する日本の 1905 年、いわゆる領土編入の不法性と不成立」 *独島領有の歴史と国際関係* (独島研究保全協会、1997)
- ・ 塚本孝 「サンフランシスコ条約と竹島－米外交文集より」 *レファレンス* 389 (1983)
- ・ 塚本孝 「竹島領有権問題の経緯」 *国立国会図書館 調査と情報 (ISSUE BRIEF)* 第 244 号 (1994.4)
- ・ 塚本孝 「平和条約と竹島 (再論)」 *レファレンス* 518 (1995)
- ・ 塚本孝 「竹島領有権をめぐる日韓両政府の見解」 *レファレンス* 617 (2003)
- ・ 内藤正中 「竹島(独島)問題の問題点」 *北東アジア文化研究* (鳥取短期大学)20 (2004)
- ・ 内藤正中 「竹島の領土編入をめぐる諸問題」 *北東アジア文化研究* (鳥取短期大学) (24) (2006/10)
- ・ 堀和生 「1905 年日本の竹島領土編入」 *朝鮮史研究会論文集* (朝鮮史研究会) 第 24 集 (1987.3)
- ・ 緑間英士 「竹島の法的地位」 *沖縄法政研究* (沖縄国際大学) 6 (2004)

[BOOKS]

- ・ Lindley, M.F., 『The Acquisition and Government of Backward Territory in International Law』 (1926)
- ・ エイクハースト＝マランチュク (長谷川正国 訳) 『現代国際法入門』 (成文堂、2001)
- ・ 大寿堂鼎 『領土帰属の国際法』 東信堂、1998 年
- ・ 大西俊輝 『日本海と竹島－日韓領土問題－』 東洋出版、2003 年
- ・ 金子利喜男 『世界の領土・境界紛争と国際裁判【第 2 版】』 (明石書店、2001)

- ・ 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966）
- ・ 金柄烈（韓誠 訳）『明治三十八年 竹島編入小史』（インター出版・インター語学塾、2006）
- ・ 玄大松『領土ナショナリズムの誕生』（ミネルヴァ書房、2006）
- ・ 杉原高嶺ほか『現代国際法講義〔第4版〕』（有斐閣、2007）
- ・ 杉原高嶺『国際法学講義』（有斐閣、2008）
- ・ 内藤正中、金柄烈『史的検証 竹島・独島』（岩波書店、2007）
- ・ 中谷和弘ほか『国際法』（有斐閣、2006）
- ・ 松井芳郎ほか『判例国際法〔第二版〕』（東信堂、2006.5）

[INTERNATIONAL DECISIONS]

- ・ PCIJ, Series A, No.20, 1929
- ・ Affaire de l'île Clipperton, 1931, RIAA, Vol.2
- ・ PCIJ, Series A/B, No.50, 1932
- ・ PCIJ, Series A/B, No. 53, 1933
- ・ ICJ, Reports, 1953
- ・ ICJ Reports, 1962
- ・ RIAA, vol.2, [n.d.], reprint, 1974
- ・ ICJ, Reports, 1975
- ・ ICJ, Reports, 2002

[NEWS]

- ・ 東京新聞、10月22日
- ・ 産経新聞、1996年2月16日
- ・ 新潮社フォーサイト 2006年6月号
(http://www.shinchosha.co.jp/foresight/200606/main1_2.html)
- ・ 読売新聞 YOMIURI ONLINE、2006年4月14日
(http://www.yomiuri.co.jp/getsuroku/2006/politics2006_04.htm)
- ・ 2008.12.09、中央日報
- ・ 産経ニュース (<http://sankei.jp.msn.com/top.htm>)

[PRIMARY MATERIALS]

- ・ 明治38年2月22日付の島根県報
- ・ 明治38年2月24日付の山陰新聞第5912号
- ・ 1923年6月発行の島根県教育会『島根県誌』
- ・ 日本国海軍省「韓国沿岸水路誌」第三巻「鬱陵島及び竹島」1933

[PUBLIC DOCUMENTS]

- *NARA Records of Office of Northeast Asian Affairs, Relating to the Treaty of Peace with Japan -- Subject File, 1945-51 (Lot File 56 D 527), Box no.1; Folder No.15*
- *NARA:RG59, Decimal File 1945-49, Box 3515, 740.0011 PW(PEACE)/11-1149*
- *NARA:RG59, Lot 54 D423 JAPANESE PEACE TREATY FILES OF JOHN FOSTER DULLES, Box 12, Treaty Drafts 1949-March 1951.*
- 竹島に関する日本政府の見解、1953年7月13日、『往復外交文書』
- The Korean Government's refutation of the Japanese Government's views concerning Dokdo ("Takeshima") dated July 13, 1953、1953年9月9日、『往復外交文書』
- Views of the Japanese Government in refutation of the position taken by the Korean Government in the note verbale of the Korean mission in Japan. September 9, 1953, Concerning territoriality over Takeshima、1954年2月10日付、『往復外交文書』
- 1954年2月10日付日本外務省口上書第15号亜二にみられる独島（竹島）領有権に関する日本政府の見解を反駁する韓国政府の見解、1954年9月25日付、『往復外交文書』
- 韓国側口上書、1954年10月28日『往復外交文書』
- 竹島に関する1954年9月25日付大韓民国政府の見解に対する日本国政府の見解、1956年9月20日付、『往復外交文書』
- 1956年9月20日付独島に関する日本政府の見解を反駁する大韓民国政府の見解、1959年1月7日、『往復外交文書』
- 竹島に関する1959年1月7日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解、1962年7月13日、『往復外交文書』
- 日本国外務省ホームページ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>)
- 日本国外務省：事務次官会見記録（平成20年7月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/jikan/j_0807.html#3)